

仕様書

1 機器の条件

- (1) 設置場所が環境に配慮すべき地方公共団体の施設内であることに鑑み、極力環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 新旧千円紙幣及び新旧 500 円硬貨が使用できること。

2 販売条件

- (1) 販売品は、パンとし、酒類、たばこ及び飲料は販売しないこと。
また、具体的な販売品目は、落札後に貸主と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 販売価格
販売価格は、標準販売価格（定価）より 1～2 割引とすること。
- (3) その他
ア 施設の条件については別紙 1「入札物件一覧表」のとおりとする。
イ 別紙 2「案内図・配置図」は参考とし、自動販売機・回収ボックスの配置については貸主と協議すること。

3 安全対策に係る条件

- (1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は一般社団法人日本自動販売機工業会作成の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講じること。また、貸主から求めがあった場合は、転倒防止措置に係る貸主への説明、報告を適切に行うこととし、貸主と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても日本自動販売機工業会作成の自販機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行い、売り切れ状態のないようにすること。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。具体的には、貸主と協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 賞味期限の切れた商品を販売することのないように注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、回収ボックス等を設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。
- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設

置者がその責を負うこと。

- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。
- (12) 貸付期間終了までに、自動販売機及び子メーター等設置場所について現状回復し、貸主の確認を受けること。ただし、貸主が電源の設置箇所の存置を求めた場合、指示に従うこと。
- (13) 自動販売機の設置は県と協議の上、令和7年7月1日以降、出来る限り速やかに行うものとする。なお、営業開始が令和7年7月1日より後の日となった場合においても、設置者は貸付料の減免を求めることができない。

5 売上状況等の報告

- (1) 本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況について、前年度の各月の売上数量及び売上金額を毎年4月30日までに、貸主あてに報告すること。
ただし、前記報告以外に随時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。なお、当該報告書は担当者、連絡先を非公開として次回入札時等に公開することがある。
- (2) 設置者の代表者、法人名称、所在地、担当部署等の変更があった場合、速やかに貸主に届け出ること。

6 回収容器のリサイクルフローの報告

回収物のリサイクル状況について、前年度分の回収物のリサイクルフロー（別添参照）を毎年4月30日までに（令和7年度分は令和7年7月31日までに）貸主に報告すること。

ただし、前記報告以外に随時に、前月までの回収空容器の発生量（kg）について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

7 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を貸主に提出すること。
- (2) 自動販売機の設置に当たっては、当該施設が教育施設であることから、授業等に支障のないよう充分配慮すること。
- (3) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して貸主の確認を受けなければならない。
- (4) 設置者は、自動販売機の設置及び商品の補充時等、自動車を使用する場合は、でき

る限り環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

- (5) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (6) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。

回収容器のリサイクルフロー

1 フローの内容

フローは任意様式とし、次の①から④の内容を含むこと。

① 回収物の種類

例 スチール缶、アルミ缶、ガラス瓶、紙容器、ペットボトル

② 回収物の処理（運搬及び処分）を委託する場合は、委託先の名称、住所等

例 収集運搬業者 (株)〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇
中間処理事業者 (株)×× ××県××市××町×ー×

③ ②以外で、回収物のリサイクル工程で処理を行う各事業者の名称、住所等

例 2次処理業者 (株)□□ □□県□□市□□町□ー□
3次処理業者 (株)△△ △△県△△市△△町△ー△

④ 回収物の再生利用用途

例 スチール缶 → スチール缶原料等
アルミ缶 → アルミ缶原料等
ビン → ビン原料等
紙容器 → 紙、段ボール原料等
ペットボトル → ボトル：ペットボトル原料等
キャップ：プラスチック製品原料等
ラベル：燃料化等

2 フローの記載例

